

## 前橋市特定教育・保育施設等監査要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第38条から第40条まで及び第50条から第52条までの規定に基づき、特定教育・保育施設又は特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の設置者であった者若しくは特定教育・保育施設の職員であった者及び特定地域型保育事業者又は特定地域型保育事業者であった者若しくは特定地域型保育事業所の職員であった者（以下「特定教育・保育施設等の設置者等」という。）に対して行う施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費等（以下「施設型給付費等」という。）に係る特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育（以下「特定教育・保育等」という。）の内容又は施設型給付費等の請求に関する監査について基本的事項を定めることにより、特定教育・保育等の質の確保及び施設型給付費等の支給の適正化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する「特定教育・保育施設」をいう。
- (2) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する「特定地域型保育事業者」をいう。
- (3) 施設型給付費 法第27条第1項に規定する「施設型給付費」をいう。
- (4) 特例施設型給付費 法第28条第1項に規定する「特例施設型給付費」をいう。
- (5) 地域型保育給付費 法第29条第1項に規定する「地域型保育給付費」をいう。
- (6) 特例地域型保育給付費 法第30条第1項に規定する「特例地域型保育給付費」をいう。
- (7) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する「特定教育・保育」をいう。
- (8) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する「特別利用保育」をいう。
- (9) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する「特別利用教育」をいう。
- (10) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する「特定地域型保育」をいう。
- (11) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する「特別利用地域型

保育」をいう。

(12) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する「特定利用地域型保育」をいう。

(13) 特例保育 法第30条第1項第4号に規定する「特例保育」をいう。

(監査の方針)

第3条 監査は、特定教育・保育施設等（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）について、法第39条、第40条、第51条及び第52条の規定に定める「勧告、命令等」若しくは「確認の取消し等」に相当する違反の疑いがあると認められる場合又は施設型給付費等の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「違反疑義等」という。）に、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的として実施する。

(監査の体制)

第4条 監査は、原則として指導監査課が主体となって実施するものとし、必要に応じて、子育て施設課との合同で実施することができる。

2 監査は、2人以上の班を編成して行う。

(監査対象となる特定教育・保育施設等の選定基準)

第5条 監査は、次に掲げる情報を踏まえて、違反疑義等の確認について特に必要があると認める場合に行うものとする。

(1) 要確認情報

ア 通報、苦情、相談等に基づく情報（具体的な違反疑義等が把握でき、又は違反が疑われる蓋然性がある場合に限る。）

イ 施設型給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者に係る情報

(2) 実地指導において確認した情報（法第14条第1項の規定による実地指導を行った特定教育・保育施設等について確認した違反疑義等に関する情報）

(3) 重大事故に関する情報（死亡事故等の重大事故の発生又は児童の生命・心身・財産への重大な被害が生じるおそれに関する情報）

(4) 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる情報

(監査方法等)

第6条 違反疑義等の確認について必要があると認めるときは、特定教育・保育施設等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定教育・保育施設等その他特定教育・保育施設等の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。

2 確認権限のない違反疑義等に関する情報を得た場合は、確認権限のある市町村長

に対し、当該情報を共有することとする。

(監査後の指導等)

第7条 監査の結果、法に定める行政上の措置に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、当該特定教育・保育施設等に対して、書面によって指導内容の通知を行うものとする。

2 前項の規定による通知を行う場合には、当該改善を要すると認められる事項についての書面による改善報告を求めるものとする。

第8条 違反疑義等が認められた場合には、必要に応じて認可等の事務を行う群馬県と連携を図りながら、法第39条若しくは第51条又は法第40条若しくは第52条の規定により、次のいずれかの行政上の措置を機動的に行うものとする。

(1) 勧告

(2) 命令

(3) 確認の取消し等

2 勧告を行う場合には、当該特定教育・保育施設等の設置者等に対し、当該勧告で定めた期限内に当該勧告に基づく措置の状況についての報告を書面により行うよう求めるものとする。

3 特定教育・保育施設等の設置者等に対し、勧告、命令又は確認の取消し等を行った場合において、当該取消し等の基礎となった事実が法第12条に定める偽りその他不正の手段により施設型給付費等を受けた場合に該当すると認めるときは、施設型給付費等の全部又は一部について、特定教育・保育施設等の設置者等に返還するよう指導するものとする。

4 命令又は確認の取消し等を行った特定教育・保育施設等について前項の規定により施設型給付費等の返還を指導する場合は、原則として、法第12条第2項の規定により、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払うよう指導するものとする。

(報告)

第9条 監査結果の通知、行政上の措置及び不正利得の徴収の内容並びに改善報告書の概要について、別に定めるところにより、群馬県に報告を行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月23日から施行し、平成31年4月1日から適用する。